

やすらぎ支援事業



安らぎを感じ、暮らし合える廿日市をめざして

廿日市市

目的

やすらぎ支援事業は、原則、ご家族と同居されている 65 歳以上の認知症高齢者の方のお宅に、認知症に関する研修を修了したやすらぎ支援員が訪問し、話し相手や見守りをしながら利用者の方に安心してやすらぎのある一時を過ごしていただくとともに、介護をされている方の介護負担の軽減を目的としたサービスです。

廿日市市の委託により実施しています。

対象者

原則、ご家族と同居されている 65 歳以上の認知症高齢者(40 歳以上の認知症を含む)が対象です。

利用の申請及び決定

- ① ご利用ご希望の方は廿日市市高齢介護課(TEL30-9167)にお申し込みをして下さい。申請代行をご希望の方は、廿日市高齢者ケアセンター(TEL36-2552)にご連絡下さい。
- ② 利用の決定の可否は廿日市市が行います。

サービス概要

やすらぎ支援事業では次のようなサービスを行っています。

話し相手、見守り

* ご自宅に訪問し、ゆっくりと話し相手をし、見守りを行います。

創作活動・趣味活動

* 趣味の活動や得意なこと、好きなことなどを一緒に行います。

外出支援（社会参加支援）

* ご自宅の近くに散歩にでかけます。

* 今まで参加されていた公民館活動や地域の集まりなどに一緒に参加をし、活動の支援を行います。

※上記のサービスは、一例ですのでご希望のサービスがございましたら、ご相談ください。

介護保険の対象となるサービスは提供できません。原則として、直接利用者の体に触れる介護は含まないものとします。ただし、トイレへの誘導その他の必要最小限の介護はサービスとして行います。（出来ないサービス…おむつ交換、食事介助、水分介助等）

利 用 時 間

原則として月曜日から土曜日の概ね9:00～17:00の間の2時間以内。

※祝祭日・お盆(8/13～8/15)・年末年始(12/29～1/3を除く)

訪 問 回 数

月1回から週1回程度の訪問をします。(利用開始時に決定します)

支 援 員 の 訪 問

原則として支援員2人で訪問します。

利 用 料

30分間100円(活動にかかる諸経費は、利用者の実費負担になります)

サービスのお休み・中止について

- ①やすらぎ支援員の訪問のお休みを希望される場合は訪問日当日までに、事務局までご連絡ください。
- ②心身機能の低下等に伴い、やすらぎ支援員での対応が困難になった場合には、ケアマネジャーなどと話し合い、利用を中止させていただくこともあります。

(問い合わせ先)

【廿日市・大野・宮島地域】 廿日市高齢者ケアセンター

TEL 0829-36-2552

【佐伯・吉和地域】 廿日市市社会福祉協議会佐伯事務所

TEL 0829-72-0868

廿日市市担当課 高齢介護課 0829-30-9167